

## 給付奨学金の採用に伴う第一種奨学金の返金のお願い

あなたは、高等教育の修学支援新制度の給付奨学金の奨学生に採用されました。

給付奨学金は国が実施する授業料等の減免とセットで支援を受けることができ、また、第一種奨学金と併せて利用できます。一方、いずれも国費を財源としていることから、併給するときの第一種奨学金の貸与月額は、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定められた最高月額から、給付奨学金及び授業料減免の月額相当額を差し引いた金額が上限となります。これを「併給調整」といいます。

今回、あなたが給付奨学生として採用されたこと（家計急変により支援区分が変更になった場合を含む。）により、既に利用中であった第一種奨学金について、給付奨学金の支給始期から併給調整が必要となったため、振込みを止めています。

つきましては、学校から本紙とともに配付される「奨学金返戻用振込用紙」にて、用紙の裏面記載の金融機関から返金するようお願いいたします。返金額は、「奨学金返戻用振込用紙」に印字していますので、ご確認のうえ以下の期限までに返金していただくようお願いいたします。

なお、返金が困難な場合はその旨学校にご相談ください。

## 【内容】

返金期限	2023年9月22日（金）までにお手続きください。
返金額	「奨学金返戻用振込用紙」に印字した額
返金方法	「奨学金返戻用振込用紙」の裏面に記載の金融機関の窓口で返金 ※正しく振込先金融機関を指定し本振込用紙で返金する場合、手数料は不要です。

## 【返金額の例】

- ・第一種奨学金の貸与月額 30,000 円の振込みを受けている者が、支給始期 4 月で給付奨学生として 7 月に採用されたことにより、第一種奨学金の貸与月額が 0 円に併給調整された場合
- ・第一種奨学金は 4 月～ 6 月まで計 90,000 円を振込済のため、90,000 円の返金が必要

振込月		4月	5月	6月	7月	8月
第一種奨学金	実際の振込額	30,000	30,000	30,000	-	-
	併給調整後の貸与月額	0	0	0	0	0
	振込超過額（累計）	30,000	60,000	90,000	-	-

※併給調整後の貸与月額が 0 円でない場合は、一旦全額返金いただいたうえで、併給調整後の貸与月額を併給調整開始年月に遡ってまとめて振り込みます。

※実際の振込額については通帳等でご確認ください。

JASSO ホームページアドレス

【令和 2 年度以降採用の給付奨学金と併せて受ける場合の貸与月額】

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_1shu/kingaku/2019ikou.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html)

